



東海第二原発との原子力協定の全面見直しを 田中まさき議員

田中議員は一般質問で、福島第一原発事故を受け、水戸市と東海第二原発(日本原電)との原子力協定の見直しを求めました。

水戸市は東海第二原発から20キロ圏内ですが、運転再開への意見や立入調査の権限が保障されていません。

秋葉市民環境部長は「原子力協定については見直していく」と答弁しました。

防災無線戸別受信機の設置を

田中議員は、震災時の情報提供について質問。水戸市の防災行政無線は老朽化で機能せず、市民は避難所の情報や食料や水がどこでもらえるのかわかりませんでした。

田中議員は①市民センター公用車の活用やチラシ配布、②公共施設の防災無線の整備と、各家庭の戸別受信機の設置を求めました。秋葉市民環境部長は「市民センター公用車を含め約40台の広報車やラジオ放送など検討する。災害対策本部と市民センターや学校との通信のため無線機を導入する。戸別受信機は多額

の費用がかかるため検討する」と答いました。

田中議員のその他の質問項目

- り災証明書を速やかに発行すること
- 断水と給水活動の課題について
 - ・浄水場の非常用電源の確保を
 - ・配水管の耐震化と耐震性貯水槽増設
 - ・個人の井戸を防災用に登録し活用を
- 災害ごみの受け入れを延長すること
- 酒門コミュニティセンターの早期復旧を
- 吉田小学校の体育館、第四中学校の武道場の早期復旧を



放射能汚染のきめ細かな測定・公表を 江尻かな議員

江尻議員は一般質問で、放射能汚染のきめ細かな測定調査を求めました。

①水戸市では小中学校、幼稚園、保育所等の放射線量を月1回測定し公表していますが、11

台ある測定器を活用して場所と回数を増やすこと、②校庭等の土壤調査の実施を主張しました。

小学校は週1回の測定に強化

秋葉市民環境部長は「7月以降は測定体制を

強化し、身近な場所の測定を継続する。空気中で高い汚染値が確認された場合は、土壌調査の実施を検討する」と答弁。

7月以降、小学校の放射線量測定回数が増やされ、週1回実施となりました。

すべての学校プールで水質調査が実現

また、江尻議員は学校プールの水に含まれる放射性物質の測定を主張しました。

会沢教育次長は「市立小中学校全校でプール水の測定調査を行う。放射性物質に不安等のある児童生徒は見学も可能とする」と答えました。市が行った調査では、プール水のヨウ素やセシウムは全校で「不検出」でした。

測定結果は水戸市役所ホームページのトップページ【放射線量の測定について】で、公表されています。

江尻議員のその他の質問項目

- 学校耐震化の早期100%完了を
- 所得税、住民税の雑損控除について市民にお知らせを徹底すること
- 障害者の就労支援について
- 障害基礎年金の支給停止問題



2万3千件を超える申請 すみやかな調査・発行を

水戸市に申請された、り災証明は2万3000件を超えていますが、震災から4カ月以上すぎても、1万件以上の調査が終わっていません。

また国は、建物判定で高さ1メートルに対し1センチの傾きがある場合、判定を一部損壊から半壊に変更しました。

田中議員は6月議会で、①調査体制を拡充し、すみやかにり災証明を発行すること、②一部損壊と判定された家屋の再調査を徹底することを求めました。

水戸市のり災調査の現状(7月25日現在)

申請件数 約23,000棟(日平均90件ずつ増加)	
未調査件数	約10,000棟(45%)
調査済み件数	13,036棟(55%)
内訳	
全壊	325棟
大規模半壊	238棟
半壊	1,069棟
一部損壊	11,404棟



住宅や家財の被災者に 所得税・住民税の減免を

江尻議員は6月議会で市に対し、震災に伴う税の「雑損控除」について市民に広く知らせ、被災者が税金の減免をもれなく受けられるよう主張しました。

◇控除の対象となる主な資産

住宅、倉庫、車庫、門、塀、墓石、車両、家財(家具、什器、衣類、書籍、家電品、1個または1組の価格が30万円以下の貴金属・書画・骨董・美術工芸品等)

◇控除の対象となる災害関連支出

・被災資産を取り壊し・除去・修繕するための支出
・被害の拡大・発生を防止する緊急な支出

◇手続きに必要な書類等

- ①被害を受けた資産の取得時期、取得価格等がわかるもの
 - ②被害を受けた家屋の面積がわかるもの
 - ③被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用、修繕費用等がわかるもの
 - ④「り災証明書」がある場合には、その写し
- ※平成22年度分または平成23年度分の確定申告で雑損控除が受けられます。すでに平成22年分の確定申告書を提出している方は、修正申告が可能。
- ※必要書類など詳しくは、水戸税務署(電話231-4211)にご相談ください。



瓦やブロック塀 受け入れ延長を

壊れた瓦や塀などの災害ごみについて、市は常澄運動場での受け入れの申請を6月30日まで、搬入期限を9月末までとしていますが、業者の手配などから9月末までに搬入できない市民も多く、6月議会で田中議員は、受け入れ延長を要求しました。

搬入を希望する方は市ごみ対策課(電話224-1111)で引き続き相談を受け付けていますのでご連絡下さい。

無料 日本共産党 法律・くらし相談のご案内

どんな問題でもお気軽にご相談下さい。多重債務や遺産相続、交通事故や離婚、生活保護など、弁護士と党市議・県議が相談を受けます。



〈日 時〉
8月20日、9月17日、10月15日

それぞれ第3土曜日、午後1時から

〈場 所〉
党市議団事務所
水戸市上水戸2-6-21(メガ・ドンキホーテ前)

〈連絡先〉
党市委員会(221)7441
党市議団(306)9793